

山梨県民地域貢献者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における主な役職等を複数務めるなど、幅広い分野で活躍し、地域に対する貢献が特に顕著である者の功績を称え、県民の模範としてこれを顕彰することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域における主な役職等」とは、市町村長等（副市長、助役、収入役及び教育長を含む。）、市町村議会議員、法令の規定により設けられた地方公共団体の委員及び委員会（附属機関を含む。）の委員並びに自治会、消防団、公益法人その他これらに類する団体の役員をいう。

(名称)

第3条 この表彰は、山梨県民地域貢献者表彰とする。

(表彰の対象)

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者であって、地域に対する貢献が特に顕著であり、県民の模範となると認められるものを表彰する。

- (1) 市町村長表彰等を受賞している者であって、当該受賞に係る功績分野以外の分野において、地域における主な役職等を複数歴任し、それぞれの在職期間の合計が通算15年以上であるもの
- (2) 地域における主な役職等を複数歴任し、それぞれの在職期間の合計が通算25年以上であるもの
- (3) 第1号又は前号に該当する者と同等の功績を有すると認められる者

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状と副賞を授与してこれを行う。

(選考方法)

第6条 市町村長は、第4条各号のいずれかに該当する者があるときは、これを知事に推薦することができる。

(欠格事項)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰を行わない。

- (1) 罰金以上の刑に処せられた者(道路交通法(昭和35年法律第105号)又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定により罰金刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われた者を除く。)
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) その他表彰することが適当でないものと認められる者

(表彰の時期)

第8条 表彰は、毎年9月10日の前後1週間以内に行うものとする。

(表彰者の数)

第9条 第6条の推薦に基づく表彰者数は、毎年10名程度とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。